

株主各位

東京都中央区八丁堀一丁目6番1号
ニチアス株式会社
取締役社長 亀津 克己

「第210期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

当社の「第210期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり修正させていただきます。

記

1. 修正箇所

第210期定時株主総会招集ご通知 37 ページ

事業報告

(ご参考)

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 □

2. 修正内容 (※修正箇所には、下線を付しております。)

【修正前】

- ロ. 基本報酬は、役位および在任年数に基づき決定する。
業績連動報酬については、中期経営計画において重視する経営指標である連結営業利益、連結営業利益率およびESG指標の目標に対する達成度に応じた業績連動係数を役位別業績連動報酬基準額に乗じて算出する。
当社の取締役の金銭報酬は、年額5億円以内(うち社外取締役分60百万円以内)とする。
また、株式報酬は、一定の譲渡制限期間を付した株式とし、上記金銭報酬とは別枠で年額1億円以内、株式数の上限を年4万株以内とする。

【修正後】

- ロ. 基本報酬は、役位および在任年数に基づき決定する。
業績連動報酬については、中期経営計画において重視する経営指標である連結営業利益、連結営業利益率およびESG指標の目標に対する達成度に応じた業績連動係数を役位別業績連動報酬基準額に乗じて算出する。
当社の取締役の金銭報酬は、年額5億円以内(うち社外取締役分60百万円以内)とする。
また、株式報酬は、一定の譲渡制限期間を付した株式とし、上記金銭報酬とは別枠で年額1億円以内、株式数の上限を年12万株以内とする。

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しておりますので、上記の株式数は株式分割後の株式数を記載しております。

以 上